

(目的)

第1条 この要綱は、障害者施設に通所している障害者のうち、収入が一定額以下の者に対して、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、障害者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害者施設」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項及び第12項から第14項までに規定する障害福祉サービスを行う施設
- (2) 大竹市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱(平成19年4月1日制定)第2条に規定する事業を実施している施設

2 この要綱において、「費用徴収対象収入」とは、原則として前年の収入として次の収入を合計した額とする。

- (1) 年金の収入(公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項に規定する公的年金給付をいう。))の実際の受給額をいう。)
- (2) 工賃収入(障害者施設から支払われる工賃から次の表に定める控除額を控除した額をいう。)

工賃(年額)の区分	控除額
28.8万円以下の場合	工賃の額
28.8万円を超える場合	28.8万円+(工賃の額-28.8万円)×30%

(3) その他の所得

3 この要綱において、「交通費」とは、自宅から障害者施設又は施設外活動を行う場所までを往復するために要する経費をいう。

4 この要綱において、「対象者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 障害者施設へ通所するために「障害福祉サービス受給者証」又は「地域生活支援事業受給者証」を市から交付された者
- (2) 費用徴収対象収入が130万円以下の者

5 この要綱において、「助成対象日数」とは、交通費が発生する日数をいう。

(助成金額等)

第3条 この要綱による助成(以下「助成」という。)は、月単位で行うものとする。

2 助成の金額は、420円に助成対象日数を乗じて得た額と、対象者の当該月の交通費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

3 前項に規定する交通費の実支出額は、別表に定める基準により算定するものとする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に定める送迎加算を優先し、その加算額で足りる場合は、助成しないものとする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者又は通所する障害者施設を変更しようとする者は、通所に当たって利用する交通機関について障害者施設の施設長又は代表者(以下「施設長等」という。)の証明を受けた申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、対象者に該当すると認めたときは助成に当たっての条件を付し、障害者施設通所交通費助成決定通知書(別記様式第2号)により、対象者に該当しないと認めたときはその理由を付し、障害者施設通所交通費助成却下通知書(別記様式第2号の2)により通知するものとする。

(請求等)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた対象者(以下「助成対象者」という。)は、助成金の請求及び受領を当該施設の施設長等に委任(別記様式第3号)することができる。

2 助成対象者又は助成対象者から委任を受けた施設長等(以下「受任者」という。)は、当該施設の施設長等の証明を受けた請求書(別記様式第4号)を、原則として翌月末までに市長に提出するものとする。

3 受任者は、交通費支給台帳(別記様式第5号)を整備し、当該年度終了後、市長に提出しなければならない。

(届出)

第7条 助成対象者又は受任者は、助成対象者の措置に係る実施期間、住所、通所に当たって利用する交通機関等を変更した場合は、市長に届け出なければならない。

(取消等)

第8条 市長は、次に掲げる者に係る助成の決定を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りの費用徴収対象収入を申告し、その結果、助成金の支給を受けていた者
 - (2) 前条の規定に違反し、本市の住民でなくなったにもかかわらず、届出を行わず助成金の支給を受けていた者
 - (3) その他不正により助成金の支給を受けていた者
- (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか事業実施について必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年7月1日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成18年4月1日から、同条第1項第4号の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日要綱)
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月7日要綱)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月7日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年3月24日要綱)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第3条第2項、別記様式第2号及び別記様式第4号の規定は、令和5年4月1日以後に助成すべき事由が生じた交通費の助成について適用し、同日前に助成すべき事由が生じた交通費の助成については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

障害者施設が運行するバス等を利用	当該バス等の利用に係る負担金、利用料等の実費額
電車、バス等公共交通機関を利用	普通乗車券・回数券の場合 1回当たりの運賃×利用回数 定期乗車券の場合 購入定期券の額

自家用車を利用	自宅から障害者施設の往復距離(もっとも経済的な通常の経路による。)		
	3km以上	5km未満	50円
	5km以上	10km未満	100円
	10km以上	15km未満	150円
	15km以上	20km未満	200円
	20km以上	25km未満	250円
	25km以上	30km未満	300円
	30km以上	35km未満	350円
	35km以上	40km未満	400円
	40km以上	45km未満	450円
	45km以上	500円	
	※上記の額×利用日数 ただし、原動機付自転車は上記の半額とする。		

別記様式第1号(第4条関係)

障害者施設通所交通費助成(変更)申請書

年 月 日

大 竹 市 長 様

通所者住所 大竹市
通所者氏名

大竹市障害者施設通所交通費助成事業実施要綱に基づき、交通費の助成を申請(変更申請)します。なお、通所に当たって利用する交通機関等は下記のとおりです。

通所の経路		利用する交通機関	1月当たり所要額	左の説明
1	自宅～			
2	～			
合 計				
※厚生労働大臣が定める送迎			該当 ・ 非該当	

通所に当たって利用する交通機関等は、上記の通り相違ないことを証明する。

年 月 日

障害者施設の所在地
施設名
施設長等

変更の場合、 その理由	
----------------	--

※厚生労働大臣が定める送迎とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示523号)に定める送迎加算をいう。

別記様式第2号(第5条関係)

障害者施設通所交通費助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

大 竹 市 長

- (1) 上限金額 4 2 0 円 / 1 日
- (2) 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
- (3) 措置に係る実施期間、住所、通所に当たって利用する交通機関等を変更する場合は、届け出ること。
- (4) 大竹市障害者施設通所交通費助成実施要綱に定める対象者でなくなったときは、改めて通知は行わない。

別記様式第 2 号の 2 （第 5 条関係）

障害者施設通所交通費助成却下通知書

第 号
年 月 日

様

大 竹 市 長

年 月 日付けで申請のあった障害者施設通所交通費助成については、下記の理由により助成対象者に該当しませんので通知します。

（理由）

別記様式第4号(第6条関係)

障害者施設通所交通費助成請求書

年 月 日

大 竹 市 長 様

請求者 障害者施設の所在地

施設長等の氏 名

年 月分 円を請求する。また、下記については、事実と相違ないことを証明する。

助成対象者 氏名	通所日数	助成対象 日数 A	通所のための経費（月額）		
			実支給額 B	基準額C (420円×A)	BとCの低い額
合 計					

※実績記録票（複写可）を添付してください。

別記様式第5号(第6条関係)

障害者施設通所交通費支給台帳

助成対象者氏名 _____

(年度分)

受領年月日	受領額	支給年月日	支給額	受領者	担当者
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
1月分					
2月分					
3月分					

※年度終了後に、市に提出してください。